

第 2 章

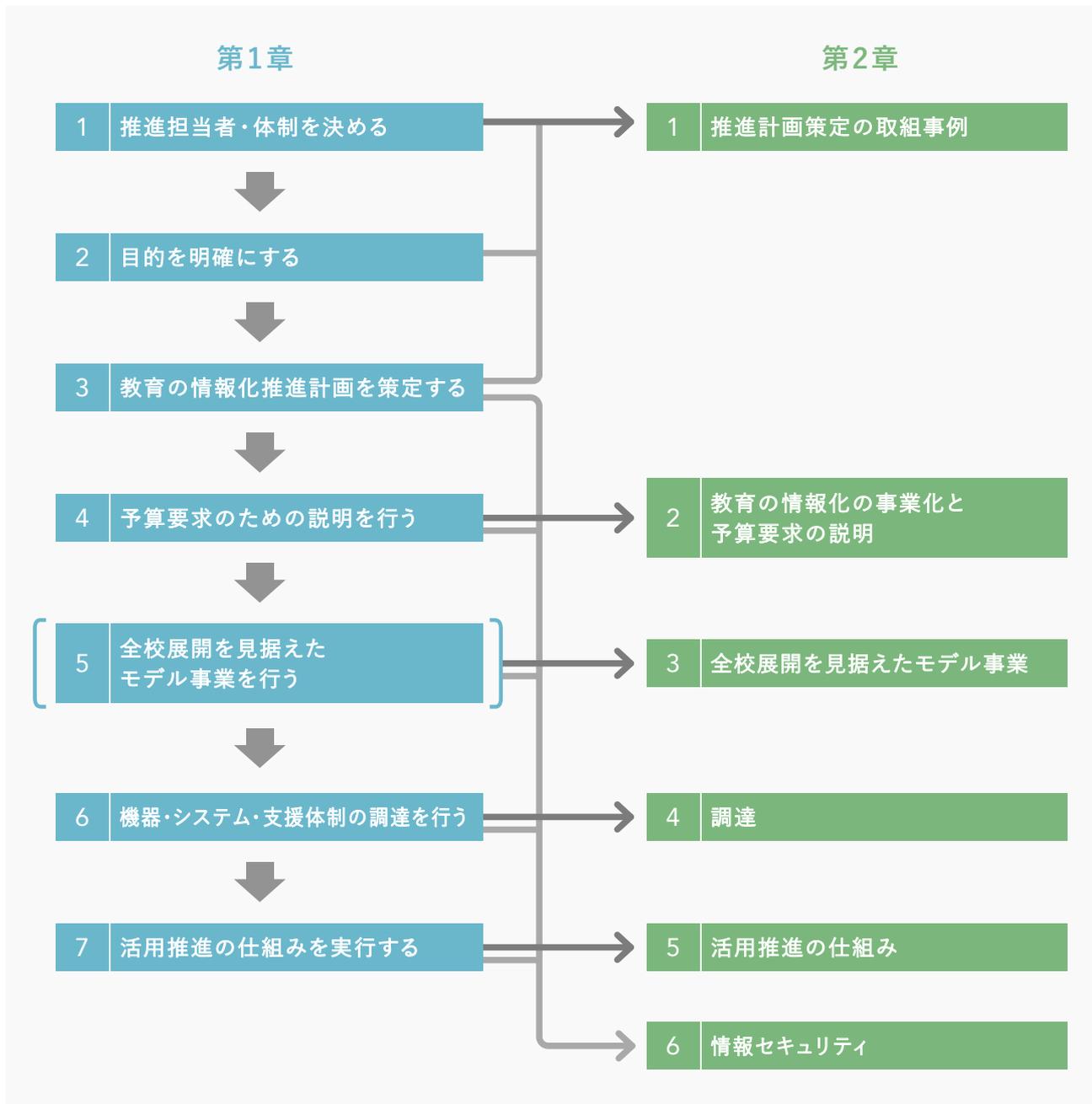
学校ICT環境の整備と 運用（実践編）

- 2.1 推進計画策定の取組事例…………… P.35
- 2.2 教育の情報化の事業化と
 予算要求の説明…………… P.39
- 2.3 全校展開を見据えたモデル事業…………… P.42
- 2.4 調達…………… P.51
- 2.5 活用推進の仕組み…………… P.67
- 2.6 情報セキュリティ…………… P.72

2 | 学校ICT環境の整備と運用(実践編)

この章では、第1章に記述した内容について、取組事例を交えて具体的に記述している。また、情報セキュリティについても簡単に説明している。

第1章と第2章との関係は、以下に示す通り。



図表2-1 第1章と第2章との対応

2.1

推進計画策定の
取組事例

2.2

教育の情報化の事業化と
予算要求の説明

2.3

全校展開を見据えた
モデル事業

2.4

調達

2.5

活用推進の仕組み

2.6

情報セキュリティ

1 推進計画策定の取組事例

取組事例：東京都江戸川区「学校教育の情報化推進計画」

<ポイント>

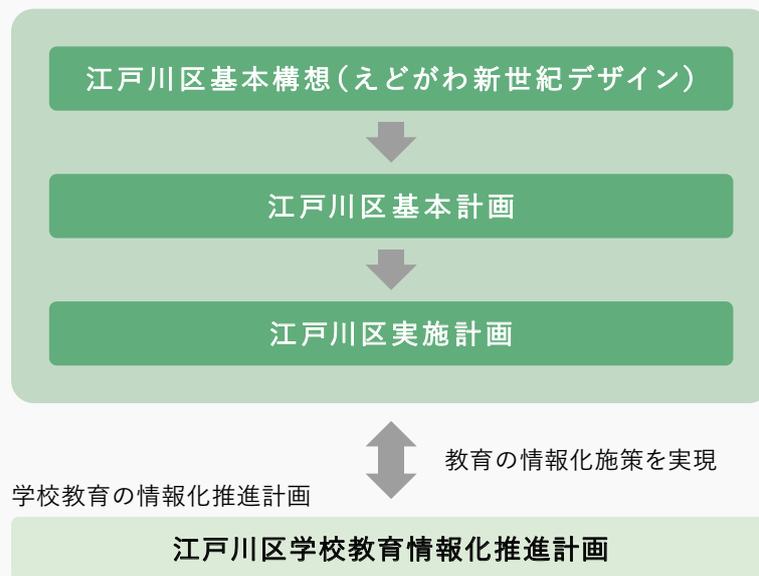
- 地方自治体の最上位計画（江戸川区においては「えどがわ新世紀デザイン」）と関連づけ策定している
- 教育の情報化に係る取組を網羅的にカバーしている
- 具体的な数値目標を設定し、取組状況を評価している

上記の3点のポイントについて、以下の通り説明する。

1 推進計画の位置付け

教育の情報化の推進に当たっては、住民、教員、教育委員会、行政組織などの関係者が、その理念と進むべき方向性を共有し、一体的に取り組む必要がある。教育の情報化のビジョンは、この理念と進むべき方向性を関係者が共有するための羅針盤のような存在と言えよう。大海原で航路を見失わないため船舶に羅針盤が装備されているように、教育の情報化を正しい道筋で推進するためには、ICTを活用し「実現したいと考えている地域の教育の在るべき姿」をビジョンとして、誰もが理解できるように簡潔・明瞭な言葉で示す必要がある。「ビジョンなき計画は計画ではない」と言える。推進計画の策定ならびに計画に基づく様々な活動は、常にこのビジョンを踏まえ取り組む必要がある。

東京都江戸川区では、教育の情報化を総合的に推進するための計画として、「江戸川区学校教育情報化推進計画」を策定している。この推進計画は、江戸川区の最上位計画である基本構想「えどがわ新世紀デザイン」に基づき策定された計画として位置付けられている。基本構想「えどがわ新世紀デザイン」は、「江戸川区の将来の理想を表現するとともに、江戸川区のまちづくりを進める全ての人々が念頭におかねばならない基本的な考え方」、すなわちまちづくりのビジョンである。同構想において、教育の情報化は施策の柱の1つである「21世紀にふさわしい学校教育の推進」の中に盛り込まれている。教育の情報化を、最上位計画で示すビジョンとして位置付けることで、関係者が進むべき方向性を共有し、その実現に向け一体的に取り組めるようにしている。



図表2-2 江戸川区学校教育情報化推進計画の位置付け
(出典)江戸川区教育委員会「第二次江戸川区学校教育情報化推進計画」

2 推進計画の構成

推進計画には、他の行政計画と同様に、計画策定に至る背景、現状分析と課題、推進に当たっての基本方針、達成目標、実現に向けた具体的な取組などが盛り込まれている。例えば、江戸川区の推進計画は、以下のような構成で策定している。

観点	項目	概要
計画の概要	策定の趣旨	● 計画策定の必要性・目的
	計画の位置付け等	● 総合計画等の他の計画との関係 ● 計画期間
現状分析①： 外部環境の整理	情報通信技術の動向	● インターネットの普及率等
	国の動向	● 国の情報通信政策の動向 ● 国の教育の情報化の動向 ● 情報活用能力の定義 ● 教科指導におけるICT活用の方向性 ● 校務情報化の動向 ● 学校におけるICT環境整備の動向 ● 教師のICT活用指導力の定義 ● 教育の情報化に係る推進体制の方向性
現状分析②： 内部環境の整理	取組の現状	● 関連施策の全体の進捗 ● 各計画の取組状況
	課題	● 観点別取組むべき課題
教育情報化推進に おける基本的な 考え方	基本目標・基本方針	● 教育情報化における基本目標(ビジョン)
	政策・施策体系と推進目標	● 教育の情報化推進にあたって掲げる分野別基本方針の体系的整理 ※政策・施策体系に相当 ● 各基本方針の概要説明 ● 教育情報化推進計画の体系 ● 各分野の推進目標
取組方策	具体的な方向性と取組方策	● 取組の視点 ● 具体的方策(事業)の説明 ● 計画期間における事業推進スケジュール ※政策・施策体系に沿って整理
推進体制	政策分野別の推進イメージ	● ICTを活用した授業改善と情報教育の推進イメージ ● 校務情報化の推進イメージ ※「教育情報化推進における基本的な考え方」の章に記載

図表2-3 江戸川区学校教育情報化推進計画の構成

(出典)江戸川区教育委員会「第二次江戸川区学校教育情報化推進計画」をもとに作成

ア. 現状分析の実施に当たっての留意点

推進計画の策定に当たっては、上に示した推進計画の構成を参考に章立てを検討すればよい。ただし、計画の有効性・実効性を担保するためには、その教育委員会、学校の実態を踏まえた実現可能な計画になるよう留意する必要がある。具体的には、多くの推進計画でも実施しているように、現状分析②：内部環境の整理において、教育委員会ならびに学校の教育の情報化の推進状況をアンケート調査、ヒアリング調査等を実施し、その結果を分析した上で問題点、課題を整理する必要がある。これらの取組は、特定の担当者だけが実施するのではなく、教育の情報化に関わる関係者が幅広く参加し実施することが望ましい。それにより、計画のビジョンならびに課題意識等の共有が可能となり、教育の情報化の取組を地方自治体全体の取組として位置づけ、推進する意識を醸成することが期待できる。

イ. 取組の検討に当たっての留意点

計画に盛り込む取組は、他の行政計画と同様に政策・施策・事業の形で体系的に整理することが望ましい。体系的に整理することで、教育目標との関係を踏まえ、教育の情報化推進の取組を構造的に理解することが可能になるとともに、進捗管理が可能になる。進捗管理の実効性を担保するためには、推進目標を可能な限り具体的に設定することが望ましい。推進目標は、政策・施策・事業のそれぞれのレベルで設定することが可能ではあるが、経済社会環境の変動が激しい現状においては、事業レベルでの目標を毎年度、計画策定期間に渡り設定することは財政的な担保がない限り困難である。計画の終了時に到達したいと考える教育の情報化に係る目標をどのレベルで設定することが望ましいかを検討する必要がある。

2.1

推進計画策定と
取組事例

ウ. 推進体制の検討に当たっての留意点

推進体制の確立は、推進計画の実効性を担保する上で極めて重要である。計画に盛り込まれた取組を組織的に着実に実施するため、体制図等を示すとともに、関係者の役割と責任を明確に位置付けることが重要である。併せて、PDCAのマネジメントサイクルによる進捗管理を、どのような推進体制で実施していくのかを記載することが望ましい。多くの教育委員会では、教育の情報化に係る推進体制が十分に確保できない現状にある。そのような場合には、計画策定と並行し推進体制の充実強化に向けた取組を推進することが望ましい。

2.2

教育の情報化の事業化と
予算要求の説明

3 推進計画に盛り込まれた取組例

推進計画に盛り込まれた取組例は以下の通りである。ここで示す取組を参照し、政策・施策・事業の検討にあたり漏れがないかを確認するとよい。併せて、他の地方自治体が実施している事業例等も積極的に収集し参照することが望ましい。ただし、政策・施策・事業は、当然ながら各地方自治体の現状と課題を踏まえたものでなくては意味がない。各地方自治体の現状を踏まえ、実現可能な実効性の高い取組を取捨選択し検討する必要がある。

2.3

全校展開を見据えた
モデル事業

ア. 学校におけるICT環境整備に関する取組例

(ア) 学校におけるICT環境の在り方に関する研究と整備

各教科の指導及び情報教育に必要なICT環境(教育用コンピュータ、大型提示装置、実物投影気、無線LAN等)の拡充・整備の必要性や有効性について、学校、教育、関連部署と連携した調査・研究を進め、今後のICT環境整備の方針を決定に向けた検討材料として活用する。

(イ) ICT環境の再整備

新学習指導要領において、学習活動におけるICTの積極的な活用が求められることに対応するため、老朽化したICT機器の更新ならびに機器の充実を図る。

2.4

調査

イ. 統合型校務支援システムに関する取組例

(ア) 校務の情報化の推進

- 校務情報化の進捗状況と課題について把握・検証する
- コンピュータデスクトップの仮想化による在宅業務の可能性について検討する

2.5

活用推進の仕組み

ウ. 学校におけるICT活用の促進に関する取組例

(ア) 教科指導におけるICT活用の促進

- ICTを活用した授業実践の促進に向け、改善の事例やノウハウ等の実践的な活用方法に関する情報を収集・蓄積し、その知見を教育委員会内のポータルサイトを通じ学校と共有する
- ICT活用の実践事例等の研究成果について授業研究等を通じ学校に共有する

(イ) 情報教育の促進

- 学校の教育の質の確保や負担軽減に向け、情報教育における教育委員会としての標準的なモデルプランを各学校に示す
- 組織的に情報モラル教育に関する事例や資料を収集し、教育委員会ならびに学校に情報提供を行う
- ICT操作スキルの基準表を作成し学校に配布する

(ウ) 特別支援教育における情報化の促進

- 教育上特別な支援を必要とする児童生徒に適したICT機器、学習用ソフトウェアなどについて必要性や実現可能性を検討し、整備を推進する

2.6

情報セキュリティ

エ. 人材の育成に関する取組例**(ア) 役割に応じた計画的な人材育成**

- 管理職・主幹教諭・指導教諭・情報化推進リーダーを対象とした、学校経営へのICT活用、意識啓発、授業づくり等に関わる研修を実施する
- 情報化推進リーダー間の情報交換を行い、抱えている問題の解決や課題の共有を図る
- 各学校における情報化を推進する人材の育成に向け、校内研修の実施等の支援を行う

(イ) ICT活用指導力の向上

- 教員を対象にICT活用指導力向上に向けた研修を習熟度別に実施する
- 教員のICT活用指導力の状況について、文部科学省の基準に基づいて調査し、従前と比較したスキルの状態や課題について検証する

オ. 推進体制に関する取組例**(ア) 推進体制の充実**

- システムの運用管理業務等の外部化(アウトソーシング)を推進し、ICTの活用推進等に注力する
- 教育長が、教育CIOならびに統括学校情報セキュリティ管理者として全体を統括する。学校においては、学校長が学校CIOならびに学校情報セキュリティ管理者として統括する
- 学校教育課内に情報化推進担当部署の設置を検討する。教育委員会内部(学校教育課、指導課)との連携も強化する

(イ) 教職員の支援の充実

- 外部人材(ICT支援員など)を配置し、技術支援ならびに授業の相談や支援を行う
- 問合せ窓口(ヘルプデスク)を開設・運用する

(ウ) 到達目標の設定と進捗管理

- 学校別の年度別達成目標を設定し、達成状況や課題を検証する
- 計画の進捗管理の仕組みを確立し、進捗状況の評価を行い計画の見直しを実施する

カ. 家庭・地域との連携強化に関する取組例**(ア) ホームページによる情報公開の推進**

- CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)を活用し、効率的に学校ホームページを運用。見やすさ等や児童生徒のプライバシーに配慮しながら積極的な情報公開を推進する

(イ) 保護者との連絡体制の充実

- メール配信システム等を活用した保護者等への情報伝達を推進する
- 情報モラルをテーマとした講演会の開催、各種情報提供の実施等を通じ、地域住民や保護者の理解と協力の度合いを深める

キ. 情報セキュリティに関する取組例**(ア) 情報セキュリティのマネジメントルールの充実と運用**

- 教育委員会が管理する情報セキュリティのマネジメントルールの充実を図り適切な運用を行う
- 各学校において、情報セキュリティのマネジメント実施手順の策定と運用を行う

(イ) 情報セキュリティの知識・実践の定着

- 全教職員向けに情報セキュリティ研修を継続的に実施し、情報セキュリティ対策水準の向上を図る
- 全教職員向けに情報セキュリティハンドブックならびにセルフチェックシートを配布し、関連知識の理解と定着を図る

2 教育の情報化の事業化と予算要求の説明

取組事例：佐賀県武雄市「教育の情報化の事業化と予算要求」

<ポイント>

- 各自治体の政策決定・予算編成の流れに対応していること
- 推進計画が策定されている、または、推進方針が決定されており、自治体全体で共有されていること
- 予算要求資料及び説明資料が準備できていること

ここでは、一般的な地方自治体の取組事例として、佐賀県武雄市（人口約5万人、小学校11校、中学校5校）を例にとりながら、地方自治体における予算編成の過程と予算要求（説明）について、上記のポイントに沿って、以下に解説する。

1 各自治体の政策決定・予算編成の流れに対応させる

まず、地方自治体の新年度に向けた予算編成としては、早いところで8月、遅いところでも10月には作業が開始し、3月議会を経て、最終的に決定することとなる。

その間の作業としては、順を追って、

- ①方針決定
 - ・ 財政部局からの予算編成方針の通知
- ②予算要求書の作成・提出
- ③査定
 - ・ 担当課によるヒアリング
 - ・ 財政担当課査定
 - ・ 首長査定
- ④予算（案）の公表
- ⑤議会上程・議案審議・議決

という流れで、具体的な作業が進み、事業化が認められることもあれば、次年度以降に見送り、事業内容の再検討など、担当者にとっては非常に厳しい現実を突きつけられることもある。

なお、これは一般的な予算編成作業の流れであるが、「教育の情報化」のように、他の行政分野の施策に比べて、複数の部局に関わり組織横断的で、また、本格実施には多額の経費を伴う事業については、予算化の前に、各自治体が掲げる総合計画や重点施策の中に、しっかりと位置づける（明示しておく）ことが重要である。

また、教育の情報化に必要な事業費をどのように工面していくかということでは、事業規模が、その後の予算査定の進め方に大きく影響することとなる。

例えば、まずは、対象を特定の学校やクラスに限って実証事業を行い、その成果を踏まえて、その後の事業継続の可否や規模を判断するというのであれば、教育委員会内の通常予算から事業費を捻出したり、国や企業等が行う実証事業を活用するなど、教育委員会と学校現場で確認できていれば、取り組むことは可能だが、限られた範囲での実証事業であっても、教育の平等性の観点等から、その後には全校展開（本格実施）につなげることが明確であったり、はじめから全部を対象に事業化しようとする場合、その事業費は、とても教育委員会の通常予算だけで賄える額ではなく、自治体の全体予算の中での議論が不可欠となる。

加えて、教育の情報化は、いったん始まると、短期間で完結するというものではなく、その後も、機器更新や継続的な研修の実施、ICTの活用など、多くの予算措置が必要なことから、はじめから、教育委員会だけでなく、首長や議会、市民県民の同意を得ておくことが必要で、それを抜きにしては事業化は難しい、というのが、各自治体の置かれた状況である。

2.1

推進計画策定の取組事例

2.2

教育の情報化の事業化と予算要求の説明

2.3

全校展開を見据えたモデル事業

2.4

調達

2.5

活用推進の仕組み

2.6

情報セキュリティ

2 推進計画が策定されており、自治体全体で共有されている

武雄市の場合、市が進むべき方向性を示した「武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、5つの基本目標を掲げているが、その中の1つに「基本目標2：最高の子育て・教育環境をつくる」を定め、具体的な施策「教育環境整備」として、「ICT教育推進事業」を置き、「ICT利活用教育などさまざまな手法により、協働的問題解決能力などのこれからの時代に必要なスキルを身に付け、新たな時代を生き抜く力を育成する」としている。

そのうえで、首長と教育委員会とで定める教育大綱「組む」において、「未来を担う全ての子どもを主人公に」を基本理念に、心の通った市民総参加による教育のまちづくりを進めることとし、市内の全小・中学校を対象に、ICT環境の整備や教職員のスキルアップ、ICTの活用を含め、市全体で、本格的なICT利活用教育を推進しているところである。

【武雄市における主な学校のICT環境整備の流れ(概要)】

- 平成21年度：電子黒板の整備開始(平成28年度で全普通教室への整備を完了)
- 平成22年度：小学校1校で、iPad40台を導入(実証開始)
小学校2校で、4、5、6年生の全児童に1人1台のiPadを整備(実証継続)
- 平成25年度：「武雄市ICT教育推進協議会」の設置(可動式コンピュータ導入に向けた検討)
- 平成26年度：全小学校の全児童を対象に1人1台のAndroidタブレット端末(7インチ)を整備
全小・中学校に無線LANを整備
- 平成27年度：全中学校の全生徒を対象に1人1台のAndroidタブレット端末(10インチ)を整備
- 平成28年度：小5、6年生用の情報端末をWindows10タブレットPCに機種更新
- 平成29年度：小4及び中1～3年生用の情報端末をWindows10タブレットPCに機種更新
- 平成30年度：電子黒板の機種更新、ネットワーク環境の再整備に着手

3 予算要求資料及び説明資料を準備する

これはあくまでも武雄市の事例であるが、教育の情報化に限らず、担当部局や直接の担当者にとっては、喫緊の重要課題であるという思いがあっても、予算査定を行う財政部局から見ると、限られた財源の中で、その用途を決めることから、その自治体の置かれた状況は勿論のこと、国や社会の考えや動向にもしっかりと目を向けながら、真に必要な事業か、財政負担の規模は適正か、矛盾点はないかなど、徹底した対応が求められる。

その際、財政担当者からは、「事業の必要性や緊急性」、「予算規模の妥当性、有効性」は勿論のこと、先進自治体や先進校での取組事例やその評価など、徹底した説明が求められる。どれも、担当者にとっては、なかなか難しい質問が続くが、こうした応答の根幹には、事業の必要性と緊急性について、いかに理解してもらうか、コンセンサスを得るかがあるので、ぜひ、国や他の自治体、教育の情報化に関連する団体から提供されている先進事例や成功事例等を有効活用するなどして、確かな成果につなげていただきたい。

特に、昨今は、学習指導要領の改訂や政府方針(未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)、第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)等)においても、教育の情報化の必要性が強求められるとともに、国や複数の自治体が行う先進事例でも、教育の質や学力の向上、個に応じた学習機会の提供、教師の業務負担軽減など、目に見える形で教育効果の高さを示したデータ等も数多く提供されているので、そうしたものも積極的に活用することは有効である。

なお、こうした議論を経て、事業化の方針が確認されたとしても、その後の取組状況によっては、予算額の減額や事業規模の変更等も予想されるので、担当部局や直接の担当者は、学校現場との関係を含め、ある程度柔軟な姿勢で事業の遂行にあたる必要がある。

2.1

推進計画策定の
取組事例

ア. 予算要求の主な説明項目

●事業の必要性や緊急性

- ・何故、今、教育の情報化が必要なのか。貧困対策や空調設備の整備、特別支援教育の充実など、他にもやるべきことがあるのではないのか
- ・先生方は何と言っているか。スキルは大丈夫か
- ・必要というのなら、国からはどんな支援があっているのか

2.2

教育の情報化の事業化と
予算要求の説明

●予算規模の妥当性、有効性

- ・大型提示装置(プロジェクタや電子黒板等)で何をするのか。ないと何が困るのか
- ・なぜ、全てのクラスに大型提示装置を設置する必要があるのか
- ・学習者用コンピュータはどんな授業で使うのか。どんな使い方をするのか
- ・国は3クラスに1クラス分の学習者用コンピュータの整備を求めているが、それは絶対か
- ・教材はどうするのか。値段はいくらくらいか
- ・ICTを活用することで、視力の低下など、健康上の問題はないのか
- ・ICTを活用することで、子供たちの興味・関心や理解が高まるか、その事例はあるのか

2.3

全校展開を見据えた
モデル事業

イ. 参考となる主な資料

●事業の必要性や緊急性

- ・2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会 最終まとめ(平成28年7月28日)
- ・教育の情報化加速化プラン(平成28年7月29日)
- ・新学習指導要領(小学校および中学校:平成29年3月告示、高等学校:平成30年3月告示)
- ・学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ(平成29年8月)
- ・教育情報セキュリティポリシーガイドライン(平成29年10月)
- ・平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針(平成29年12月)
- ・第2期教育振興基本計画(平成25~29年度)
- ・第3期教育振興基本計画(答申)(平成30~34(2022)年度)

2.4

調達

●予算規模の妥当性、有効性

- ・次期学習指導要領を見据えたICT整備環境を進めましょう!
- ・学校におけるICT環境の整備について(教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018(平成30年)~2022年度))
- ・地方自治体のための学校ICT環境整備推進の手引き(平成29年度)
- ・統合型校務支援システム導入の手引き(平成29年度)
- ・ICT支援員の育成・確保のための調査研究 成果報告書(平成29年度)
- ・遠隔学習導入ガイドブック 第3版(平成29年度)
- ・ICT教育環境整備ハンドブック2018(日本教育情報化振興会)
- ・先進自治体や学校の取組事例
- ・地方自治体のための学校のICT環境整備推進の手引き(ICT活用教育アドバイザー派遣事業)(平成28年度~)
- ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)
- ・先導的な教育体制構築事業(文部科学省)(平成26~28年度)
- ・先導的教育システム実証事業(総務省)(平成26~28年度)
- ・ICT活用教育アドバイザー派遣事業(平成27年度~)

2.5

活用推進の仕組み

2.6

情報セキュリティ

3 全校展開を見据えたモデル事業

3-1 モデル校でどのようなことを行うのか

取組事例：宮城県仙台市「タブレット端末を活用した授業及び学習環境の研究事業」

<ポイント>

- 大学等外部機関との連携のもとで事業を立ち上げる
- 実績をもとに自治体で予算化し、実証研究を継続する
- 説得材料になるデータを収集する
- 授業参観・授業公開等を推奨し、近隣校、保護者や地域住民、財政担当等にアピールする

仙台市では平成27年度より「タブレット端末を活用した授業及び学習環境の研究事業」を実施している。初年度は3つの小学校が、翌年度からは小学校2校、中学校1校がモデル校となった。同事業の成果をもとに、平成29年度より3年間で市内全小学校にタブレット端末40台(大規模校では80台)および無線LANアクセスポイントの整備がはじまった。その後2年で中学校への端末整備も計画された。モデル事業を進め、その成果を自治体内に展開する際の上記の4つのポイントについて解説する。

1 大学等外部機関との連携のもとで事業を立ち上げる

モデル事業を立ち上げる際に、最初から予算がつくケースはあまり多くない。仙台市では、教員養成を行っている市内の大学と教育委員会との間で連携協力の覚書を結んでおり、例えば東北学院大学の提携内容には英語教育、児童生徒の学習支援、教育研究に関する相互の連携協力を行うこととされている。

タブレット端末の導入を進める上で、平成27年より単年度計画で大学との共同研究によるモデル校事業をはじめ、大学からは機材の貸与とともに実践や運用に関するアドバイスを得ている。大学側には教育委員会との連携強化のメリットのほか、ICT活用や教材に関する効果検証の実証フィールドになる等の利点がある。教育委員会側としては低予算でモデル事業を立ち上げられる利点があるが、外部の端末やアプリケーションを使用するため、ネットワークの運用ポリシーや児童・生徒の個人情報の取り扱いを確認しておく必要がある。自治体のネットワークに接続することが難しい場合、LTEルーター等を大学側が用意する、提携先として大学以外にも、教材やアプリケーションを開発している企業のモニター校に応募する、財団等による助成を活用するといった方法もある。

図表2-4にモデル校事業の年間スケジュールを示す。また、研究成果をまとめる上での実践事例の報告フォーマットや効果検証の内容、時期など、モデル校からの意見を吸い上げながら実施しており、「連絡協議会」ではモデル校の代表者、教育委員会担当者、大学教員が集まり、実践の状況や運用上の課題について情報交換する機会を持った。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
モデル校の選定(依頼)	環境構築・導入研修	活用開始	第1回連絡協議会	授業計画・評価計画の検討	研究授業に向けた検討	第2回連絡協議会	研究授業の実施	学習評価	評価結果の取りまとめ 第3回連絡協議会	研究成果のまとめ	次年度に向けた検討

図表2-4 モデル校事業の年間スケジュール